平成２６年（フ）第２４４号
佐賀市本庄町大字鹿子252―１　パールマンション鹿の子202号室、住民票上の住所佐賀市松原２丁目２番13―705号　エバーライフ佐賀城内
債務者　松本ひさえ
１　決定年月日時　平成26年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４８０号
熊本県上天草市大矢野町上1056番地　藤島アパート（ロ）
債務者　木下　靖之
１　決定年月日時　平成26年10月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４８１号
熊本県上天草市大矢野町上1056番地　藤島アパート（ロ）
債務者　木下　久美
１　決定年月日時　平成26年10月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４９６号
熊本県合志市幾久富1758番地400　ありえす光の森101号
債務者　宮本　　匠
１　決定年月日時　平成26年10月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４９７号
熊本市中央区世安町412番地30　金田アパート102、前住所熊本市中央区世安町188番地２宗アパート101号
債務者　鶴山　澄子
１　決定年月日時　平成26年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４９９号
熊本市東区御領３丁目８番31号　レインボーブリッジⅡ206号
債務者　西村　慎二
１　決定年月日時　平成26年10月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５０１号
熊本市南区八幡11丁目４番47号　コーポハヤタ105、前住所熊本市南区八幡11丁目７番６号　Ｎグランドール壱番館102号
債務者　長溝　和子
１　決定年月日時　平成26年10月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５０９号
熊本市南区城南町東阿高1284番地26、前住所熊本市南区城南町舞原199番地31
債務者　下﨑　　徹
１　決定年月日時　平成26年10月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５１０号
熊本県菊池市泗水町住吉1920番地１　サンライズＡ201号
債務者　久保田泰史
１　決定年月日時　平成26年10月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５１４号
熊本市西区池田１丁目16番96号　309号室
債務者　指宿　忠昭
１　決定年月日時　平成26年10月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４２号
神奈川県横須賀市三春町５丁目57番地　金堀アパートＣ―302
債務者　幸田　敦子
１　決定年月日時　平成26年10月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１４９号
神奈川県横須賀市三春町２丁目25番地　堀ノ内レジデンス２Ａ
債務者　千葉　武男
１　決定年月日時　平成26年10月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１５０号
神奈川県横須賀市三春町２丁目25番地　堀ノ内レジデンス２Ａ
債務者　千葉まゆみ
１　決定年月日時　平成26年10月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第４８８号
熊本県菊池郡菊陽町杉並台１丁目８番23―202号　モイセスハウス津久礼、前住所熊本市中央区八王寺町37番10号　フローレス八王子Ⅲ301
債務者　岩本潤一郎
１　決定年月日時　平成26年10月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月12日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２６年（フ）第１８３号
大分市大字古国府1355番地の６　アドバンス古国府304
破産者　鶴田早智子
１　決定年月日　平成26年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１８７号
大分県別府市鉄輪東１―１　高忠特機システム内、住民票上の住所大分市中島中央３丁目４番14号　第２柳井ビル201
破産者　吉田　　誠
１　決定年月日　平成26年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９２号
大分県別府市野口中町４番２号　生駒ビル401号
破産者　佐古須美子
１　決定年月日　平成26年10月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。　大分地方裁判所民事第１部破産再生係